

# 答申書

令和7年10月14日

益田市特別職報酬等審議会

## 1 答申

### (1) 特別職の報酬等の額

市長、副市長及び教育長の給料並びに議会議員の報酬については、その額を引上げとし、下表のとおりとすることが適当である。

職	給料・報酬の月額	
	改定後	現行
市長	825,500円	786,500円
副市長	686,500円	654,000円
教育長	605,500円	577,000円
議長	408,000円	389,000円
副議長	345,000円	329,000円
議員	318,500円	303,500円

### (2) 政務活動費の額

政務活動費については、年額180,000円とすることが適当である。

### (3) 改定時期

特別職の報酬等の額及び政務活動費の改定時期は、令和8年4月1日とすることが適当である。

## 2 考え方と意見

特別職の報酬等の答申に至る考え方と意見を次により付記する。

# 特別職の報酬等の答申に至る考え方と意見

## 1 はじめに

本市における特別職の報酬額等の改定状況を振り返ると、平成22年に5%の減額が実施されて以降、平成27年、令和3年の審議会においては、いずれも据え置きとする判断がなされてきた。特に令和3年の審議会では、市の財政状況が好転している状況があったことから報酬額等の引上げを検討する議論も行われたが、新型コロナウイルス感染症の影響により市民や民間団体・企業が厳しい状況に置かれている中で、市民の理解が得られないとの判断により据え置きに至った経緯がある。政務活動費については、平成27年の審議会で年額を100,000円から120,000円とする引上げが決定されてから既に10年が経過している状況にある。

このような状況の中、令和7年6月20日に、山本浩章市長から特別職の報酬等の額及び政務活動費の適正額とその改定時期について諮詢を受け、以降4回にわたる審議会での慎重な議論を重ねてきた。近年の物価上昇や賃上げ情勢などの社会情勢も背景として捉え、本審議会として今回の答申に至ったものである。市長におかれては、以下に述べる審議会の意見を十分に尊重し、適切に対応されることを強く求めるものである。

## 2 改定に対する視点

報酬額等の改定に当たっては、多角的な視点から検討を行った。具体的には、県内他市との比較検討を行い、本市の報酬水準の妥当性を検証した。また、本市における過去の報酬額等の推移を詳細に分析し、社会情勢の変化との整合性を確認した。さらに、市職員に対する人事院勧告の動向や民間企業の賃金改定状況も参考とした。財政面では、市の財政状況が着実に好転していることを確認し、報酬改定の実施可能性を検討した。加えて、近年の急激な物価上昇、エネルギー価格の高騰、人材確保の困難さなど、社会情勢の変化が特別職の職務執行環境に与える影響についても十分に考慮した。これらの多面的な検討を通じて、今回の改定案の妥当性を確認したものである。

## 3 改定に対する考え方と意見

### (1) 報酬額等の引上げについて

市長、副市長及び教育長並びに議員という特別職には、市政運営の重責を担い、市民の負託に応える高度な職責が求められている。特に議員については、議員のなり手不足が全国的な課題となっている中で、多様な人材が議会に参画できる環境を整備し、議員のなり手を増やしていくことが必要不可欠である。

今回5%の引上げを判断したが、その根拠については、平成22年に実施され

た5%の減額措置を解消し、減額前の報酬水準に戻すという基本的な考え方方に立っている。また、一般職員の給料については、平成22年以降の人事院勧告により4.8%の上昇があったことを踏まえ、特別職についても同様の水準での改定が適当であると判断した。これらの要素を総合的に勘案し、5%の引上げが妥当であるとの結論に至ったものである。

平成22年の報酬減額以降、市の財政状況は着実に好転しているものの、市内の土木建築業をはじめとする産業界では依然として厳しい経営環境が続いている、決して樂観視できない状況にある。こうした課題の解決には、歳入規模を拡大していくという構造的な改革と、安定的な財源の確保が急務となっている。

財源確保に向けては、市長をはじめとする特別職が先頭に立って、国や県の補助金制度を最大限に活用し、ふるさと納税の充実による自主財源の拡大を図るなど、創意工夫を凝らした取組を積極的に展開し、その成果を市民福祉の向上や民間企業の支援に有効活用していくことが強く求められている。

市長の活動については、新聞報道等を通じて市民に伝わる機会があるが、副市长や教育長の日常的な職務の様子については、市民に十分に伝わっていないのが実情である。報酬の引上げに当たっては、これらの特別職が担っている重要な職務内容や成果について、より積極的な情報発信と見える化を図ることが不可欠である。

本答申では報酬額等の引上げを提言するが、これは単なる待遇改善ではなく、特別職に対してより一層の責任ある職務遂行と成果の創出を求めるものである。市の持続的発展のために、特別職がこれまで以上に積極的かつ効率的な取組を展開し、その過程と成果を市民に分かりやすく示していくことを強く期待するものである。

## (2) 政務活動費の引上げについて

政務活動費は、地方自治法に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するために支給される費用であり、議会機能の充実と議員活動の活性化を図る重要な制度である。

今回の引上げの判断に際しては、議員が十分な調査研究活動を行い、質の高い議会活動を展開することが地域の発展に不可欠であるとの認識に立っている。しかし、支給される政務活動費については、その趣旨に沿って適切かつ有效地に活用し、可能な限り使い切っていただくことを強く求めるものである。また、その使途については、市民に対して分かりやすく説明責任を果たし、透明性を確保することが不可欠である。

政務活動費の充実により一人ひとりの議員に求められる役割と責任が高まる事を踏まえれば、議員定数のあり方についても検討が必要である。類似団体との比較において、本市の議員定数は相対的に多い傾向にあることに加え、推計人口からは今後の人口減少が示されていることから、各議員がより重い職責を担い、より専門性の高い調査研究と政策立案を進めていくことができる体制への見直しが求められている。

議員定数の適正化は、単なる経費削減ではなく、限られた人数により効率的な議会運営の実現を目指すものである。各議員が高い専門性を發揮し、大きな権限と責任を持って活動することにより、議会全体としての政策形成能力の向上と実現性が期待される。

今回の政務活動費の引上げを契機として、議員におかれでは調査研究活動の充実を図るとともに、議会全体として活発な議論と建設的な政策提言を行い、市政発展に向けたより積極的な取組を展開されることを期待するものである。

### (3) 特別職報酬等審議会の定期的な開催について

特別職の報酬等は、社会情勢の変化や市の財政状況、他団体との均衡などを総合的に勘案して適切な水準に設定されるべきものである。しかし、審議会の開催が不定期である現状では、報酬額が社会経済情勢の変化に適切に対応できず、適正な水準から乖離する可能性がある。

また、特別職報酬等審議会は、単に報酬額を決定する場にとどまらず、市長をはじめとする特別職の職務執行状況を客観的に把握及び評価をし、その職責に見合った適正な処遇のあり方を検討する重要な機会でもある。このような評価機能を継続的に發揮するためには、定期的な審議会の開催が不可欠である。

社会情勢の変化が加速化している現代において、報酬等の適正性を維持し、特別職に対する適切な評価と処遇の検討を行うため、少なくとも4年に1回は審議会を開催することが適当であると考える。これにより、時代に即した適正な報酬水準の維持と、特別職の職務に対する継続的な評価体制の確立を図られたい。

## 4 おわりに

本審議会では、慎重かつ多角的な検討を重ねた結果、今回の答申に至った。報酬等の引上げは、特別職により高い職責の自覚と成果の創出を求めるものである。市長をはじめとする特別職におかれでは、市民の信頼と期待に応え、本市の持続的発展と市民福祉の向上に向けて、これまで以上に積極的かつ効率的な取組を展開されることを強く期待する。また、その職務の過程と成果について、市民に対する説明責任を十分に果たし、透明性の高い市政運営を実現されることを切に願うものである。

令和7年10月14日

益田市特別職報酬等審議会  
会長 末成弘明

益田市長 山本浩章様

## 令和7年度益田市特別職報酬等審議会名簿

(敬称略)

No.	団体名	役職	氏名	備考
1	島根県益田建設業協会	会長	大畠 勉	
2	益田市連合自治会長会	会長	澤江 佑三	会長代理
3	益田市社会福祉協議会	会長	未成 弘明	会長
4	連合島根西部地域協議会益田・鹿足地区会議	議長	清寺 一輝	
5	島根県農業協同組合西いわみ地区本部	本部長	田村 清己	第1回
			竹長 隆	第2回～ 第4回
6	美濃商工会	指導職員	深山 明日香	
7	益田金融会	会長	細木 聖師	
8	益田市保育研究会	副会長	松尾 伸	
9	益田商工会議所	会頭	松永 和平	
10	公益社団法人益田法人会	代表理事	森本 恭史	

## 審議会開催記録

	期日	場所	内容
第1回審議会	6月20日(金)	第2会議室	諮詢、会長及び会長代理選任、審議
第2回審議会	7月22日(火)	第2会議室	審議
第3回審議会	8月21日(木)	第2会議室	審議
第4回審議会	10月 2日(木)	第2会議室	審議
答申	10月14日(火)	第2会議室	